

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番94号
名称 多度津運送株式会社
代表取締役 岩岡 一司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年11月13日

許可の有効年月日 令和8年9月29日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年9月30日 新規許可
令和3年9月30日 更新許可
令和5年8月24日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)
令和6年4月22日 変更届 (住所の変更)
令和6年10月21日 変更届 (取り扱う特別管理産業廃棄物の限定の追加)
令和6年11月13日 変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加)

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の22第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	無	
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取り扱う品目	限定がある場合 その内容
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		-	
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○		-	
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○		-	
4 感染性産業廃棄物	-		-	
5 廃PCB等	○	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。	-	
6 PCB汚染物	○	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。	-	
7 PCB処理物	-		-	
8 廃水銀等	-		-	
9 廃石棉等	-		-	
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物				
廃棄物の種類	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	ダイオキシン類 1,4-ジオキサン	ダイオキシン類 1,4-ジオキサン
燃え殻			ベンゼン	ベンゼン
汚泥	○		チオベンゾカルブ シマジン	チオベンゾカルブ シマジン
廃油	○		チウラム	チウラム
廃酸	○		1,3-ジクロロプロパン	1,3-ジクロロプロパン
廃アルカリ	○		1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
鉍さい	-		1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
ばいじん	-		1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
			1,1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-ジクロロエチレン
			シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
			1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン
			四塩化炭素	四塩化炭素
			ジクロロメタン	ジクロロメタン
			テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
			トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
			PCB	PCB
			シアン化合物	シアン化合物
			砒素又はその化合物	砒素又はその化合物
			六価クロム化合物	六価クロム化合物
			有機燐化合物	有機燐化合物
			鉛又はその化合物	鉛又はその化合物
			カドミウム又はその化合物	カドミウム又はその化合物
			アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物
			水銀又はその化合物	水銀又はその化合物

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。